

みなさん、
ご存じで
しょうか？

地域の住環境を破壊！

膨大な CO2 排出で気候対策に逆行の懸念

巨大データセンターの建設計画



厳しく問われています！
事業者・三井不動産の社会的責任

地球沸騰化時代とされる今日、膨大な電力を消費し、二酸化炭素を排出するデータセンターの増加は、世界的にも大きな問題になっています。そんな中、日野自動車工場跡地で巨大データセンターの立地・建設の動きが…。

日野市では、まちづくり条例で「事業者は、開発事業が地域全体に影響を及ぼすことを自覚し…市が実施する施策に協力しなければならない」（第6条）と定めています。

三井不動産は、市が制定している条例や施策を遵守する姿勢があるのか、その社会的責任が問われています。

電力消費量や二酸化炭素排出量など
必要な情報の開示を拒否

三井不動産は、「秘匿性」があるとして、電力消費量、二酸化炭素排出量の開示を拒み続けています。

しかし、近くの昭島市で持ち上がっているデータセンター計画においては開示されており、昭島市全体の電力量の6倍、二酸化炭素排出量の4倍の計画であることが判明しています。「秘匿性」を理由に開示を拒むことなど許されません。

大坪市長も、情報が開示されないことに関し、12月議会で疑問を呈しました（囲み）。

大坪市長

「憂慮している」

「データセンターの秘匿性ということで…情報を出していないということについては市としても憂慮しております。
…データがなければ…環境基本条例に則ってどうなのか判断できない」

市民の不安・疑問の声に答えず
再度の説明会も拒否

10月2日に開かれた説明会には多くの市民が参加。様々な不安や疑問の聲が上がりましたが、三井不動産は「秘匿性」などを理由に不十分な回答に終始しました。再度の説明会を求める声にも「ご要望は承りました」とするだけで、現在に至るも再度の説明会は開催されていません。

まちづくり条例は、事業者には十分な話し合いを行い、合意を図るよう求めています（囲み）。三井不動産の姿勢は重大です。

まちづくり条例第59条

「事業者は…十分な話し合い及び協議を行い、開発基本計画の内容…について、周辺住民等の合意を得るよう努めなければならない」

低層住宅の隣に高さ72mの巨大施設
市の方針である「地区計画」も拒否

高さ10m以下の低層住宅地域の隣に、高さ72mの建物2棟を含め巨大な施設を3棟建設される計画です。地域の日照を奪い、景観を壊し、膨大な熱の排出など地域の環境悪化が懸念されます。

そもそも日野市では、議会で議決した「まちづくりマスタープラン」で、工業系地域の土地利用に関し「周辺環境と調和のとれた」「統一感のある景観」を求め、そのために「地区計画」の策定・導入を求めています。また、大坪市長による「助言」においても、「周辺環境と調和の取れた建物高さ…を規定する地区計画の導入について市と協議すること」と強く求めています。

にもかかわらず、三井不動産は、「地区計画を導入しなくても、まちづくりマスタープランの趣旨に基づいた事業は可能」と「地区計画」の作成を拒否、巨大な施設計画を持ち込んできたのです。





良好な住環境を守り、気候危機対策を実行するため

市は確固とした指導・対応を

データセンター!?

日本共産党 市議団は こう考えます

データセンターは、デジタル時代に必要なインフラとも言われていますが、膨大なエネルギー消費等が問題になり、ドイツやシンガポール、アイルランドなど国際的にも規制の動きが強まっています。日本共産党市議団は、以下4点を提起しています。

❖自治体の気候危機対策の遵守

地方自治体のまちづくりのルールや環境・気候危機対策を遵守し、整合するものとする

❖再生可能エネルギー100%

使用する電力は、再生可能エネルギー電力とし、発電時にCO2を出さないようにすること

❖徹底的な省エネルギー

データセンターの省エネを徹底し、消費電力や発熱量を減らすこと

❖できるだけ寒冷な地域で

空冷等により発生する膨大なエネルギーを節約するため、立地はできるだけ寒冷な地域にすること

マスタープランは、市民参加で策定し、議会でも決議した「まちづくりの憲法」と言えるものです。さらに市には、環境やまちづくりをめぐる市民の運動を背景に制定された環境基本条例、まちづくり条例があります。いま、そうした日野の「環境・まちづくりのルール」を守り、確固とした指導・対応を貫くかが問われています。世論を広げ、市政を動かしましょう。



環境・まちづくりの ルールを守る市政を！

市は、この間、「気候非常事態」を宣言し、「気候市民会議」を設置。市民会議の提言を踏まえて、「二酸化炭素排出削減の目標・計画（気候変動対策施策ロードマップ）」を定めました。

今回の巨大データセンター建設計画は、膨大な電力消費、二酸化炭素排出が懸念され、市が策定した目標・計画も台無しになりかねないものです。

さらに 市の気候危機に関する方針にも…

日野市まちづくりマスタープランには「周辺住民の意向を踏まえながら地区計画を作成・提案することが望ましく」とあり、さらに市長も、当初は「周辺環境と調和のとれた建物高さ…などを規定する地区計画の導入」を『助言』で求めている。その後「地区計画は不要だと判断している」と態度を変えました。

マスタープランに反していることは明らか！

重大です

「マスタープランとの矛盾はない」「地区計画は不要」とする市の姿勢

市は、巨大データセンター建設計画に関する党市議団の質問・追及に、「まちづくりマスタープラン（市のまちづくりに関する基本方針）」との矛盾は指摘できない」「地区計画の導入は不要だと判断している」と消極的な姿勢に終始しています。しかし…

まちづくり条例で市・事業者の責務を明記！

まちづくり条例は、市及び事業者の責務を次のように明記しています。

「市は、事業者に対し適切な助言又は指導を行わなければならない」（第4条）

「事業者は、市が実施する施策に協力しなければならない」（第6条）